

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改正案		別表		現行	
路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間
一 号	東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで（横浜市西区浜松町六十六番から同市戸塚区柏尾町字尾崎台四百四十七番を経て同区上矢部町字坂本二千九百二十八番一まで、同区柏尾町字尾崎台四百四十七番から同区戸塚町四千九十七番を経て同区戸塚町字十ノ区二千二十八番の一まで及び神奈川県足柄下郡箱根町湯本字三枚橋九百二十三番一から同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畑引山三百八十一番三までを除く。）	一 号	東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで（横浜市西区浜松町六十六番から同市戸塚区柏尾町字尾崎台四百四十七番を経て同区上矢部町字坂本二千九百三十一番一まで、同区柏尾町字尾崎台四百四十七番から同区戸塚町四千九十七番を経て同区戸塚町字十ノ区二千二十八番の一まで及び神奈川県足柄下郡箱根町大字湯本字三枚橋九百二十三番の一から同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畑引山三百八十一番三までを除く。）	十 四 号	東京都中央区日本橋から千葉市中央区登戸一丁目十九番九まで（東京都江戸川区松島一丁目二千五百四十五番一から市川市八幡一丁目五百四十八番一、船橋市本町三丁目二千三百十五番八及び習志野市谷津町二丁目三百二十九番を経て千葉市花見川区幕張本郷一丁目三十六番四までを除く。）	十 四 号	東京都中央区日本橋から千葉市中央区登戸一丁目十九番九まで（東京都江戸川区松島一丁目二千五百四十五番一から市川市八幡一丁目五百四十八番一、船橋市本町三丁目二千三百十五番八及び習志野市谷津町二丁目三百二十九番を経て千葉市花見川区幕張本郷一丁目三十六番四までを除く。）
十 九 号	横浜市西区桜木町七丁目四十一番二十一から富津市富津字東町千五百三番の一まで及び横須賀市走水二丁目千六十九番一から横浜市西区桜木町七丁目四十一番二十一まで	十 九 号	横浜市西区桜木町七丁目四十一番三から富津市富津字東町千五百三番の一まで及び横須賀市走水二丁目千六十九番一から横浜市西区桜木町七丁目四十一番三まで	十 六 号	横浜市西区桜木町七丁目四十一番二十一から富津市富津字東町千五百三番の一まで及び横須賀市走水二丁目千六十九番一から横浜市西区桜木町七丁目四十一番二十一まで	十 六 号	横浜市西区桜木町七丁目四十一番三から富津市富津字東町千五百三番の一まで及び横須賀市走水二丁目千六十九番一から横浜市西区桜木町七丁目四十一番三まで

(略)	二十二号	名古屋市熱田区神宮二丁目千百十九番から岐阜市茜部新所一丁目二十三番まで	市大字西尾張部字若宮北二百四十四番四まで
二十三号	二十三号	豊橋市細谷町字井ノ上九十五番一から同市前芝町字宇塚二十二番四まで及び愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田四十三番一から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで	(略)
(略)	二十五号	(略)	四日市市大字塩浜字八幡百十七番の一から大阪府浪速区難波中一丁目六番五まで（亀山市関町新所字権現千四百二十七番の一から伊賀市新堂字中出三百十三番二、奈良県山辺郡山添村大字大西字横畑百七十番二、同村大字三ヶ谷字矢ノ上千六百五十八番二、同村大字切幡字馬谷百六十二番九、奈良市上深川町七百九十二番一、同市小倉町千九百十九番一、同市小倉町一番三、同市針町三千二百三十番二、同市針町三千八百九十一番一、天理市福住町字カウカ二千三百三十二番一及び同市苜原町字嶋田千二百十八番二を経て同市川原城町字川向六百五番までを除く。）
二十六号	二十六号	大阪府浪速区難波中一丁目六番五から和歌山市小松原通一丁目二番まで	(略)
(略)	二十八号	(略)	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目四十三番から徳島市かちどき橋一丁目一番一まで（明石市中崎二丁目九十五番一から淡路市岩屋字片濱千四百十四番六十まで及び南あわじ市福良字築地町甲千五百三十番十一から鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜五十三番五までを除く。）

(略)	二十二号	名古屋市熱田区中瀬町五十六番から岐阜市茜部新所一丁目二十三番まで	西尾張部字若宮北二百四十四番四まで
二十三号	二十三号	豊橋市東七根町字大山二百二十三番から同市前芝町字宇塚二十二番四まで及び愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田四十三番一から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで	(略)
(略)	二十五号	(略)	四日市市大字塩浜字八幡百十七番の一から大阪府北區梅田一丁目三番まで（亀山市関町新所字権現千四百二十七番の一から伊賀市新堂字中出三百十三番二、奈良県山辺郡山添村大字大西字横畑百七十番二、同村大字三ヶ谷字矢ノ上千六百五十八番二、同村大字切幡字馬谷百六十二番九、奈良市上深川町七百九十二番一、同市小倉町千九百十九番一、同市小倉町一番三、同市針町三千二百三十番二、同市針町三千八百九十一番一、天理市福住町字カウカ二千三百三十二番一及び同市苜原町字嶋田千二百十八番二を経て同市川原城町字川向六百五番までを除く。）
二十六号	二十六号	大阪府北區梅田一丁目三番から和歌山市小松原通一丁目二番まで	(略)
(略)	二十八号	(略)	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目四十三番から徳島市かちどき橋一丁目一番一まで（明石市中崎二丁目九十五番一から淡路市岩屋字片濱千四百十四番三まで及び南あわじ市福良字築地町甲千五百三十番十一から鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜五十三番五までを除く。）

(略)	三十五号	(略)	武雄市武雄町大字武雄字永松五千八百三十六番の一から佐世保市八幡町五十一番一まで
(略)	四十二号	(略)	浜松市西区篠原町字札木前二万七百九十八番一から和歌山市小松原通一丁目二番まで(湖西市新居町浜名字西千木千八百九十番五から同市白須賀字宿南千五百六十番一を経て伊勢市通町字真菰原八十二番二までを除く。)
(略)	五十二号	(略)	静岡市清水区興津中町字弁天前六百二十二番一から甲府市丸の内二丁目六百三番まで
(略)	百八号	(略)	石巻市蛇田字下中塚三十三番六から大崎市鳴子温泉字新屋敷十八番二まで及び湯沢市横堀字六郎川原六十八番四十九から同市上院内字釜ノ上十四番一まで
(略)	百十三号	(略)	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から南陽市赤湯字川尻二千九百七十七番一まで
(略)	百二十七号	(略)	館山市北条字八下地七百二番五から木更津市桜井字内田十四番の三まで

(略)	三十五号	(略)	武雄市武雄町大字武雄字永松五千八百三十六番の一から佐世保市八幡町五十一番一まで
(略)	四十二号	(略)	浜松市西区篠原町字札木前二万七百九十八番一から和歌山市小松原通一丁目二番まで(湖西市新居町浜名字西千木千八百九十番五から同市白須賀字宿南千五百六十番一を経て伊勢市通町字真菰原八十二番二までを除く。)
(略)	五十二号	(略)	静岡市清水区興津中町字弁天前六百二十二番一から甲府市丸の内二丁目三十一番の八まで
(略)	百八号	(略)	石巻市蛇田字下中塚三十三番六から大崎市鳴子温泉字新屋敷十八番二まで及び湯沢市横堀字六郎川原六十八番四十九から同市上院内字釜ノ上十四番七まで
(略)	百十三号	(略)	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで、同市北区笹山東百七十九番から新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内二千三百二十一番四まで及び同県村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から南陽市赤湯字川尻二千九百七十七番一まで
(略)	百二十七号	(略)	館山市北条字八下地七百二番の五から木更津市桜井字内田十四番の三まで

百三十八号	(略)	百三十九号	(略)	百五十八号	(略)
富士吉田市上吉田七丁目六百六十九番一から御殿場市深沢字永尾二千五百六十四番十九まで及び神奈川県足柄下郡箱根町湯本字三枚橋九百二十三番一から小田原市本町一丁目百十五番四まで	富士市青島町三十七番から大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで(富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。)	福井県吉田郡永平寺町松岡吉野十一字上仙道三十五番一から同町谷口四十八字堂谷四番一まで、同町牧福島四十字上間墨四十一番四から勝山市鹿谷町発坂二十三字清水ケ尻三十六番一まで、大野市東市布式老字鮭ケ洞一番一から郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四番一まで(大野市東市布式老字鮭ケ洞一番一から同市東市布式〇字阪ノ谷一番一、郡上市白鳥町向小駄良字向平千二百五十四番二、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番百七、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番百九十四、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百五十八、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百一及び同市白鳥町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を経て同市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二までを除く。)、郡上市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二から同市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び高山市清見町夏厩字西ケ洞千七百七十七番三から同市上切町九百二番一まで(同市清見町夏厩字クゴタ千五百一から同市清見町夏厩字野首九百四十二番六、同市清見町夏厩字北平五百九十七番一及び同市清見町牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番二十六を経て同市清見町牧ヶ洞字中島二千百三十八番一までを除く。)			

百三十八号	(略)	百三十九号	(略)	百五十八号	(略)
富士吉田市上吉田字上町六百六十九番一から御殿場市深沢字永尾二千五百七十九番一まで及び神奈川県足柄下郡箱根町大字湯本字三枚橋九百二十三番の一から小田原市本町一丁目百十五番四まで	富士市青島町三十七番から大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで(富士吉田市上吉田字上町七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。)	福井県吉田郡永平寺町松岡吉野十一字上仙道三十五番一から同町谷口四十八字堂谷四番一まで、同町牧福島四十字上間墨四十一番四から勝山市鹿谷町発坂二十三字清水ケ尻三十六番一まで、大野市東市布式老字鮭ケ洞一番一から郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四番一まで(大野市東市布式老字鮭ケ洞一番一から同市東市布式〇字阪ノ谷一番一、郡上市白鳥町向小駄良字向平千二百五十四番二、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番百七、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番百九十四、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百五十八、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百一及び同市白鳥町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を経て同市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二までを除く。)、郡上市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二から同市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び高山市清見町夏厩字西ケ洞千七百七十七番三から同市上切町九百二番一まで(同市清見町夏厩字クゴタ千五百一から同市清見町夏厩字野首九百四十二番六、同市清見町夏厩字北平五百九十七番一及び同市清見町牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番二十六を経て同市清見町牧ヶ洞字中島二千百三十八番一までを除く。)			

(略)	百六十五号	(略)	大阪市浪速区難波中一丁目六番五から橿原市八木町一丁目五百三十五番一まで
(略)	百七十六号	(略)	福知山市字牧小字高ノ戸屋四百六十九番一から同市字堀小字今宮二千二百十八番まで、西宮市山口町下山口一丁目九十六番から宝塚市栄町三丁目百八十六番まで及び川西市小戸二丁目三百十八番四から大阪市淀川区新高三丁目五百十一番七まで
(略)	百九十六号	(略)	松山市大手町一丁目一番六から西条市小松町新屋敷字新宮原甲千八百六十番五まで
二百号	二百号	(略)	北九州市八幡西区黒崎三丁目四十二番八から直方市津田町千百七番の三まで
(略)	二百三十三号	(略)	唐津市東町十三番から佐賀市日の出二丁目四十六番一まで
二百五号	二百五号	(略)	佐世保市大塔町六番一から長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字江頭七百五十三番四まで
二百八号	二百八号	(略)	熊本市水道町三百番一から佐賀市南佐賀一丁目二百四十二番三まで
(略)	(略)	(略)	(略)
二百二十六号	二百二十六号	(略)	指宿市十二町字柴山四百八十七番一から鹿児島市城山町一番の一まで

(略)	百六十五号	(略)	大阪市北区梅田一丁目三番から橿原市八木町一丁目五百三十五番一まで
(略)	百七十六号	(略)	福知山市字牧小字高ノ戸屋四百六十九番一から同市字堀小字今宮二千二百十八番まで、西宮市山口町下山口一丁目九十六番から宝塚市栄町三丁目百八十六番まで及び川西市小戸二丁目三百十八番から大阪市淀川区新高三丁目七十七番まで
(略)	百九十六号	(略)	松山市大手町一丁目一番六から西条市小松町新屋敷字西町裏甲五百二十七番六まで
二百号	二百号	(略)	北九州市八幡西区黒崎三丁目四十二番の十四から直方市津田町千百七番の三まで
(略)	二百三十三号	(略)	唐津市東町十三番から佐賀市日の出二丁目四十六番二まで
二百五号	二百五号	(略)	佐世保市大塔町六番一から長崎県東彼杵郡東彼杵町大字彼杵宿郷字江頭七百六十番の五まで
二百八号	二百八号	(略)	熊本市水道町三百番一から佐賀市北川副町大字木原字四本樟二百四十二番三まで
(略)	(略)	(略)	(略)
二百二十六号	二百二十六号	(略)	指宿市十二町字芝山四百八十七番の一から鹿児島市城山町一番の一まで

二百四十六号	(略)	東京都千代田区永田町一丁目一番五から沼津市大岡字下耕地二千七百六十八番の三まで(東京都世田谷区玉川二丁目千五百七番三から川崎市高津区二子一丁目二千四百十一番一を経て同区二子一丁目一番三までを除く。)
二百八十三号	(略)	釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から遠野市上郷町平野原三三二番二まで(釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から同市甲子町第一地割九十番二十二を経て遠野市上郷町平野原三三二番二までを除く。)
三百二十九号	(略)	名護市字世富慶世富慶原四番一から那覇市旭町四十六番まで
三百五十七号	(略)	千葉市中央区村田町八百九十三番二百二十九から東京都大田区羽田空港三丁目一番まで、川崎市川崎区浮島町五百十六番一から同区浮島町五百二十五番まで、同区東扇島二十三番一から横濱市鶴見区扇島七番一まで及び同区大黒ふ頭十五番百五十五から横須賀市夏島町一番一まで
三百七十五号	(略)	呉市阿賀中央四丁目三千五百三十七番一から東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣八百八十五番九まで、同市西条町馬木千二百六十一番八から同市高屋町溝口百十一番一まで及び三次市三次町二千六百三十番から同市三次町二千六百二十一番まで

二百四十六号	(略)	東京都千代田区永田町一丁目一番五から沼津市大岡字下耕地二千七百六十八番の三まで(東京都世田谷区玉川二丁目千五百七番三から川崎市高津区瀬田字堤外二千四百十一番一を経て同区久地字東耕地一番三までを除く。)
二百八十三号	(略)	釜石市甲子町第七地割百五十四番五から遠野市上郷町平野原参地割二十番二まで(釜石市甲子町第七地割百五十四番五から同市甲子町第七地割九十番二十二を経て遠野市上郷町平野原参地割二十番二までを除く。)
三百二十九号	(略)	名護市字世富慶世富慶原四番一から那覇市旭町四十六番まで
三百五十七号	(略)	千葉市中央区村田町八百九十三番二百二十九から東京都大田区羽田空港三丁目一番まで、川崎市川崎区浮島町五百十六番一から同区浮島町五百二十五番まで、同区東扇島二十三番一から横濱市鶴見区扇島七番一まで及び同区大黒ふ頭十五番一から横須賀市夏島町一番一まで
三百七十五号	(略)	東広島市西条町馬木千二百六十一番八から同市高屋町溝口百十一番一まで及び三次市三次町二千六百三十番から同市三次町二千六百二十一番まで

(略)

(略)

(略)

(略)